

令和4年12月6日

マイナンバーカードと健康保険証の一体化に関する検討会の開催について

1 マイナンバーカードと健康保険証の一体化に向けて、必要な検討を行うため、マイナンバーカードと健康保険証の一体化に関する検討会(以下、「検討会」という。)を開催する。

2 検討会の構成は、次の通りとする。

構成員	河野 太郎	デジタル大臣
	松本 剛明	総務大臣
	加藤 勝信	厚生労働大臣

3 検討会は、必要に応じ、検討会の構成員が指名する職員及び医療関係者などを構成員とする専門家ワーキンググループを開催することができる。

4 会議の終了後、速やかに、会議の議事要旨を作成し、デジタル庁においてこれを公表する。

5 検討会及び専門家ワーキンググループの庶務は、総務省・厚生労働省の協力を得て、デジタル庁において処理する。

6 前各項に定めるもののほか、検討会及び専門家ワーキンググループの運営に関する事項その他必要な事項は、デジタル大臣が定める。